

新居浜工業高等専門学校旅行命令及び旅費支給要項

平成14年3月27日要項第1号

最終改正 平成30年3月20日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校における旅行命令及び旅費の支給等については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（以下「旅費規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則（以下「旅費取扱規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(在勤地)

第2条 在勤地は、新居浜市とする。

(近郊地域)

第3条 旅費規則第26条に規定する近郊地域は、次のとおりとする。

(1) 愛媛県のうち、新居浜市、西条市、今治市、東温市、松山市、松前町、四国中央市（ただし、島しょを除く。）

(2) 香川県のうち、高松市、観音寺市、三豊市、多度津町、丸亀町、宇多津町、坂出市、善通寺市、琴平町、まんのう町、綾川町（ただし、島しょを除く。）

(3) 徳島県のうち、三好市、東みよし町

(旅行命令の範囲、旅費の支給)

第4条 業務上必要と認められる旅行については、公用車又は借り上げバス等（以下「公用車等」という。）を利用することができることとし、公用車等を利用する場合で、宿泊を伴う旅行と、用務先が近郊地域以外の旅行に限り旅行命令を行うものとする。

2 旅費の支給については、旅費規則第40条及び旅費取扱規則第11条各号の規定に基づき調整を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる用務で旅行する場合の旅費については、別に定めるものとする。

1. 課外活動に伴う学生の引率

(1) 文化系大会の引率

- ア. 四国地区高等専門学校総合文化祭
- イ. 全国高等専門学校プログラミングコンテスト
- ウ. 全国高等専門学校デザインコンペティション
- エ. 全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト
- オ. 全国高等専門学校ロボットコンテスト・同四国地区大会

(2) 体育系大会の引率

- ア. 全国高等専門学校体育大会
- イ. 四国地区高等専門学校体育大会
- ウ. 全国高等専門学校弓道大会・同中四国大会

エ. 愛媛県高等学校総合体育大会 オ. 全国高等学校野球選手権愛媛大会 (3) 上記大会に準ずる大会のほか、クラブ活動に伴う各種大会等の引率
2. 学生の教育及び就職活動の推進等に係る用務 (1) インターンシップ先訪問 (2) 就職開拓等のための企業等訪問
3. その他、新居浜工業高等専門学校後援会長が認めた用務

(旅行命令・依頼伺)

第5条 旅行をする者は、旅費規則第4条第3項に規定する旅費システム（以下「旅費システム」という。）に入力し、旅行命令書を印刷・押印の上、次の各号に定める者の承認を得て、総務課に提出するものとする。

- (1) 教員が旅行する場合 学科主任又は科主任
 - (2) 事務職員が旅行する場合 所管課長
 - (3) 技術室職員が旅行する場合 技術室長
- (旅行命令を発しない場合の取扱)

第6条 第4条第1項に該当しない旅行をする者は、業務外出・公用車使用伺（別紙様式1）に必要事項を記入の上、次の各号に定める者の承認を得て、総務課に提出するものとする。ただし、公用車を使用する場合は、上記別紙様式1により、事前に総務課長の承認を得るものとする。

- (1) 教員が旅行する場合 学科主任又は科主任
 - (2) 事務職員が旅行する場合 所管課長
 - (3) 技術室職員が旅行する場合 技術室長
- (旅行の日数)

第7条 旅行日数は、次によるものとする。

- (1) 第8条に規定する出発駅を午前7時00分以降に出発すると業務に支障がある場合は、業務日前日の宿泊を認める。
 - (2) 第8条に規定する帰着駅に午後9時00分までに到着できない場合は、業務最終日の宿泊を認める。
- (出発駅、帰着駅)

第8条 鉄道を利用する場合の運賃計算上の出発駅及び帰着駅は、原則として JR新居浜駅とする。ただし、旅行命令権者が認める場合には、他の駅を出発駅、帰着駅とすることができる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額のうち、次の各号に掲げるものについては、これを支給しないものとする。

- (1) 特別車両料金
- (2) 往復割引・団体割引等の割引のあるものについては、当該割引額

2 業務上必要とする場合は、JR東海道・山陽新幹線「のぞみ」を利用することができるも

のとする。

(船賃)

第10条 船賃の額については特別の事情がある場合を除き最低の旅客運賃のみを支給するものとし、往復割引・団体割引等の割引のあるものについては、当該割引額は支給しないものとする。

(航空賃)

第11条 業務上必要と認められる場合及び航空機を利用することにより旅行日程を短縮し経済的と見なされる場合には、旅費規則に定める航空賃を支給することができるものとする。ただし、旅行者は、支払を証明するに足る書類及び搭乗券の写し又は半券を提出しなければならない。

2 航空機を利用する場合の起点となる空港は、原則、松山空港又は高松空港とする。ただし、他の空港を利用する方が経済的に安価である等、合理的理由がある場合はこの限りでない。

(報告書の提出)

第12条 新居浜工業高等専門学校教職員服務規程第9条に規定する復命は、旅費システムにて行い、報告書を印刷・押印の上、総務課へ提出するものとする。

(その他)

第13条 特別の事情によりこの要項により難しい場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月3日 一部改正)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日 一部改正)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日 一部改正)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。